

令和 4 年 9 月 5 日
子ども・若者部子ども家庭課

生活困窮世帯等の子どもの成長と家庭の生活の安定に向けた
学習・生活支援の拠点事業の実績報告について

1 主旨

令和 2 年度からの子ども計画（第 2 期）後期計画に内包する形で策定した子どもの貧困対策計画の重点政策として、生活困窮世帯等の子どもの成長と家庭の生活の安定に向けた学習・生活支援の拠点事業（愛称「まいぶれいす」）を令和 3 年 8 月より開始している。

本事業は、家庭や地域に安心して過ごせる居場所がなく、学習・生活習慣等に課題を抱えている子ども一人ひとりに丁寧な時間をかけて寄り添いながら、生活困窮世帯等の子どもや保護者に特化した支援を実施するためのものである。

開設初年度の取り組みを通じ、経済的困窮に加え、養育困難、社会的孤立等、複合的困難を抱えている家庭や、虐待等によりハイリスクな家庭が、本事業により地域で安定した生活を送ることができ、子どもの貧困対策の推進に加え、児童相談所設置区におけるセーフティネットの強化としての機能も担っていることが明らかになった。この間の実績について、以下のとおり報告する。

2 事業の実施概要

※別紙 1 「事業概要」参照

3 令和 3 年度（令和 3 年 8 月～令和 4 年 3 月）の実績報告の主な内容

※別紙 2 令和 3 年度実績報告

（1）利用登録者数

計 20 名

※内訳（学年別、地域別）

中学 3 年生	4
中学 2 年生	1 1
中学 1 年生	4
小学 6 年生	1
計	2 0

世田谷	2
北沢	2
玉川	0
砧	4
烏山	1 2
計	2 0

【参考】令和 4 年度登録者数（8 月 1 9 日時点） 2 3 名

（2）利用している家庭や子どもの状況

経済的困窮に加え、虐待、保護者の疾患、子どもの不登校や障害等、複合的な困難を抱えている子どもや家庭が多い。

① 家庭

- ・ 7 5 % がひとり親家庭、2 5 % がふたり親家庭である。
- ・ 生活保護や児童扶養手当を受給している等、8 割が所得要件に該当している。
- ・ 9 割が虐待や養育困難により、児童相談所や子ども家庭支援センターが支援しており、それ以外もかつて子ども家庭支援センターが支援していた家庭である。

② 子ども

- ・不登校もしくは不登校傾向の子どもが約半数おり、中には入学後ほとんど登校していない子どももいる。
- ・発達障害もしくはグレーゾーン、軽度知的障害の子どもが約半数おり、特別支援級やすまいるルームに在籍している子どもも多い。

(3) 延べ開所日数・利用者数

162日間・1014人

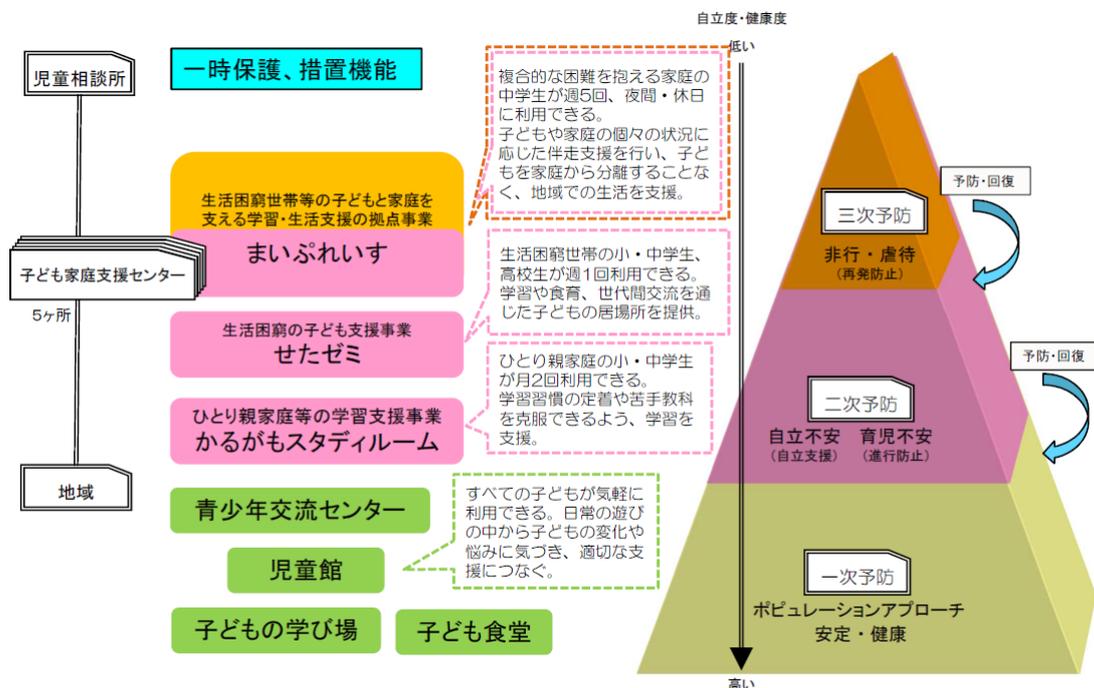
(4) 利用状況

月別利用率の平均 52.6%

※各月の延べ利用登録者数に対する延べ利用者数の割合の平均

(5) 利用状況から明らかになったこと

- ・開館当初の8月の利用登録者数は8名だったが、毎月数名ずつ増え、令和3年度の利用登録者数の総数は20名となった。
- ・一日の利用率を平均すると52.6%だった。多い時には10名弱が利用する日もあったが、自転車で来館する子どもが多いため天候の影響や、1～3月は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、年間を通じた一日の利用人数の平均は6名だった。
- ・当初は、開館する16時から夕食までと、夕食から閉館する21時までの2通りの時間帯での利用を想定していたため、1日の利用人数を20人と想定していたが、実際には大半の子どもたちは16時から17時過ぎに来館し、閉館時まで利用していた。
- ・不登校や発達障害等により、学校や児童館等での集団になじめず他者とのコミュニケーションに課題を抱えた子どもが多くを占めたため、マンツーマンで時間をかけて寄り添い、利用時の送迎等一人ひとりの状況に応じた支援を必要としている。
- ・虐待や養育困難等により、親子関係に課題を抱えている家庭が多くを占めたため、児童相談所や子ども家庭支援センターと連携しながら、電話やメール、面談等を通じ、保護者へきめ細かに対応する必要がある。
- ・子どもの貧困対策の推進に加え、児童相談所を設置する基礎的自治体におけるセーフティネットの強化として、二次予防から三次予防の機能を担っている。



(6) 主な効果

- ・不登校や発達特性など子ども一人ひとりの状況に応じた寄り添った支援により、子どもにとって安心して過ごせる居場所となり、学習習慣の定着、生活リズムの改善が図られている。
- ・信頼できる大人や同世代の子どもとの関わりの中で、他者とコミュニケーションを図れるようになり、自信がついたり、将来について考え始めたりする等、子ども自身の前向きな変化が見られる。
- ・保護者にとっても、高校進学や生活困窮世帯やひとり親家庭を対象とした支援・サービス等の必要な情報を得たり、子育てや生活に関する相談をしたりすることができる機会となっており、子どもとのコミュニケーションや親子関係に前向きな変化が見られる。
- ・児童相談所や子ども家庭支援センターが支援する養育困難や社会的孤立傾向にある家庭にとって、本事業が子どもの居場所や家庭の見守りの場となり、親子関係の調整を早期に図ることができるため、子どもが一時保護となることなく、地域で安定した生活を送ることができている。

(7) 主な課題

- ・利用する子どもがマンツーマンもしくは小集団での関わりを必要としていることから、利用登録者数・一日の利用人数（40名・20名）の見直しの必要がある。
- ・支援が必要な子どもと保護者が本事業につながるようにするため、定期的な情報提供や意見交換、研修等によって、特に中学校や児童館、青少年交流センターとの連携を強化し、引き続き働きかけしていく必要がある。
- ・利用ニーズはあるものの、距離的な問題から玉川地域や砧地域南部に在住する子どもは利用ができていない。

4 今年度の新たな取り組み

令和3年度に本事業を利用し中学を卒業した4人の子どもとその保護者に対して、以下の高校進学後のアフターケアを実施している。

- ・子ども一人ひとりの状況に合わせた居場所や事業の紹介（青少年交流センターや児童館、中高生の居場所「たからばこ」等）
- ・見学及び初回利用時の同行支援
- ・電話やメールによる子どもや家庭の高校進学後の定期的な状況確認（学期始めや長期休暇前）
- ・年に数回、臨時休館日を活用したイベント等の開催
- ・子どもや保護者からの相談対応と支援・サービスの周知、必要に応じて同行支援

5 今後の方向性

本事業を必要とする子どもは、児童相談所や子ども家庭支援センターが支援するハイリスクなケースが多く、児童相談所と子ども家庭支援センターによる「のりしろ型」支援の中で、虐待等の早期対応、再発防止を図るための地域での支援として有効活用されている。

子どもの貧困対策計画および今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）に基づき、児童館の夜間や休館日を活用した地域の団体による子どもの学び場の実施により一次

予防における学習支援や子どもの居場所を充実する。同時に、二次予防・三次予防の機能をもつ本事業の次なる展開を検討し、これまで以上に虐待予防と回復に向けた支援を行うことで、セーフティネットを強化する。

生活困窮世帯等の子どもの成長と家庭の生活の安定に向けた
学習・生活支援の拠点事業「まいふれいす」
事業概要

1 背景

様々な課題を抱えている生活困窮世帯の子どもは、夜間までの居場所の利用意向が高いにも関わらず、同年代の子どもが利用している児童館や青少年交流センターを利用せずに、夜間を一人で過ごしている傾向がある。そのため、子どもが夜間・休日を含め日常的に利用できる固定の場所で、様々な事情を抱えた子ども一人ひとりに丁寧に時間をかけて寄り添いながら、生活困窮世帯等の子どもや保護者に特化した支援を実施できる、多様な機能を兼ね備えた居場所となる拠点が必要である。

※別紙1-2「子どもの居場所・学習支援等の取り組みから見た本事業の必要性」

2 目的

生活困窮世帯等の子どもがいつでも安心して過ごせる環境のもと、学習・生活習慣の定着を図り、自ら生きる力を育む。同時に、区が様々な機関と協働、連携し、地域の支えと見守りの中で、子どもと家庭の現在及び将来の生活の安定に向けた支援を行う。

3 対象者

生活困窮等により、家庭や地域に安心して過ごせる居場所がなく、夜間を一人で過ごすなど、学習・生活習慣等に課題を抱えている区内在住の中学生とその保護者。

ただし、利用する中学生の弟妹(小学校高学年程度)については必要に応じて利用を認める。

※利用要件

一定の所得要件(児童扶養手当・児童育成手当・生活保護・住民税非課税・就学援助(準要保護)受給世帯)を設けるが、児童相談所及び子ども家庭支援センターが支援しているケースは所得にかかわらず利用可能とする。

4 登録人数(うち一日の利用者数)

約40名(うち約20名) ※利用状況を踏まえ調整する

5 支援内容

居場所提供、学習支援、生活支援、相談支援(保護者を含む)

6 実施場所

区民から寄贈された戸建て住宅(上北沢5丁目)

7 実施日時

週5日(月・水・金・土・日)16時~21時 ※祝日も実施

8 運営体制

施設長、副施設長、学習・生活支援員、ユーススタッフ(学生アルバイト)、調理員、地域住民ボランティア等 ※1日10名程度

9 運営事業者

社会福祉法人福音寮

10 予算

令和3年度 27,237千円(開設準備費 3,306千円、運営費 23,931千円)

※補助金により14,221千円の歳入

【参考】令和4年度 35,684千円 ※補助金により17,604千円の歳入

子どもの居場所・学習支援等の各取り組みから見た本事業の必要性



青少年交流センター(ほぼ毎日、小学生は18時まで、中学生は20時まで)

児童館(週5~6日、18時まで、中高生支援館5館のみ週2、19時まで)

【課題】

- ・友人関係に課題を抱えがちな生活困難層の子どもには、児童館や青少年交流センターといった誰でも来れる施設は利用されにくい傾向がある。
- ・誰でも利用できる児童館や青少年交流センターではすべての利用者に公平な対応を進めているが、生活困窮世帯等の子どもにスティグマを生じさせずに、食・学習・居場所等を一体的かつ継続的に支援することが難しく、新たな場が必要。
- ・個々の子どもの様子を踏まえ、生活困窮世帯等が求める特有の専門的な支援を子どもだけでなく保護者にも継続して行っていくことが必要。

< 見守りによる
ソーシャルワーク >

↑ 連携 ↓

家庭や地域に
安心して過ごせる居場所がなく
学習・生活習慣等に
課題を抱えている中学生



新たな事業

【新規】生活困窮世帯等の
子どもと家庭を支える
学習・生活支援の拠点事業
(週5、14時~21時頃)

< 個別支援によるソーシャルワーク >

学習支援(進学支援含む)、生活支援
(日常生活習慣の習得や食の支援)、
保護者を含む相談支援を実施

【課題】

- ・各取り組みの実施頻度が限られるため、固定の場所に子どもがいつでも行け、支援を受けられる事業ではない。
- ・地域の取り組みである子どもの学び場と子ども食堂では、生活困窮世帯等の保護者支援の専門性を求めにくい。

せたゼミ(学習支援、居場所)(週1、18時~20時頃) ※5か所

かるがもスタディルーム(学習支援)(月2、14時~16時) ※5か所

子どもの学び場 ※10か所
(学習支援・一部食育の実施)(月1~4、16時~18時頃)

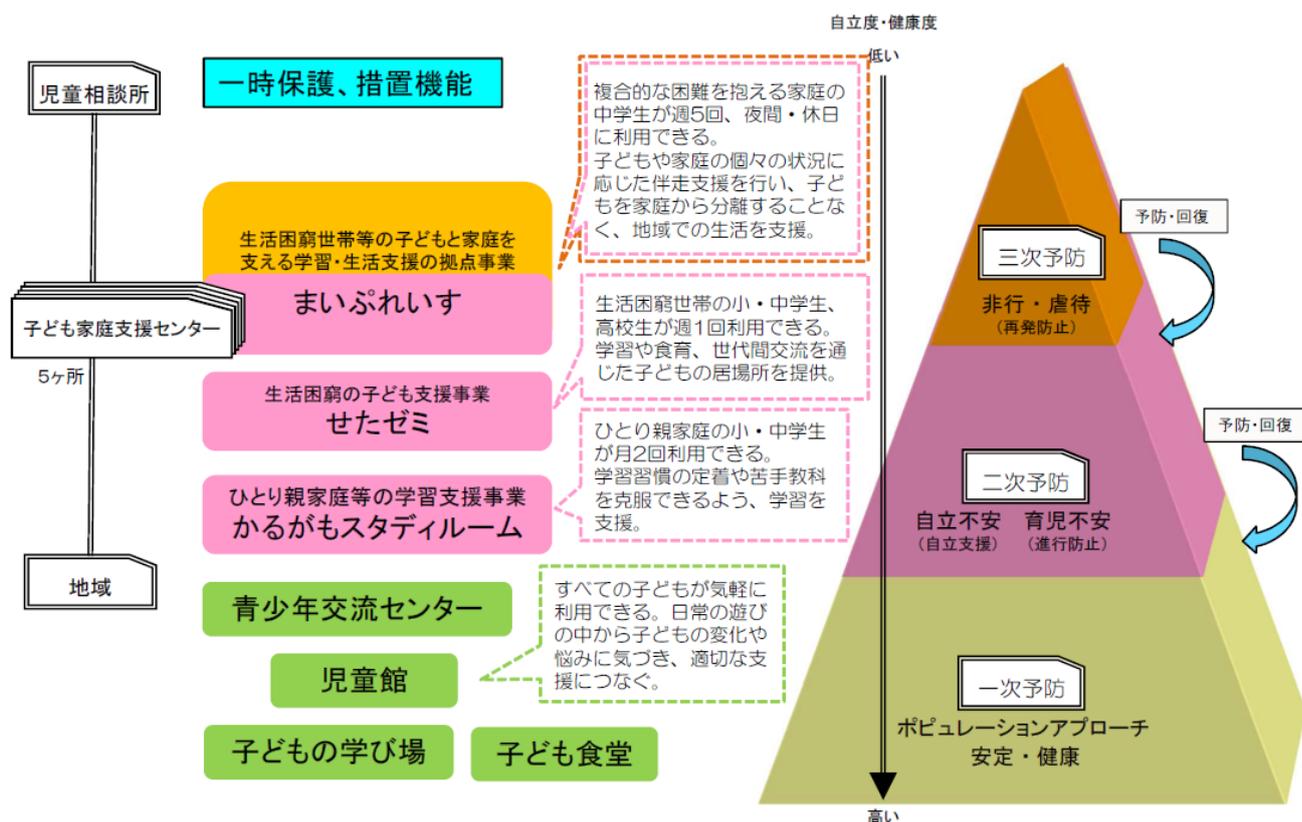
※点線は学習支援のみ、塗りつぶしは対象が限定されているもの

子ども食堂(食の提供・地域の居場所)(月1~2、19~20時頃まで) ※約60か所

生活困窮世帯等の子どもの成長と家庭の生活の安定に向けた
学習・生活支援の拠点事業の実績報告<令和3年度>

1、事業の位置づけ

本事業は、子どもの貧困対策の推進に加え、児童相談所を設置する基礎的自治体におけるセーフティネットの強化として、二次予防から三次予防の機能を担う。



2、実施状況

(1) 利用登録者数

計20名

※内訳（学年別、地域別）

中学3年生	4
中学2年生	11
中学1年生	4
小学6年生	1
計	20

世田谷	2
北沢	2
玉川	0
砧	4
烏山	12
計	20

【参考】令和4年度（令和4年8月19日時点）

計23名

※内訳（学年別、地域別）

中学3年生	12
中学2年生	4
中学1年生	7
計	23

世田谷	2
北沢	3
玉川	0
砧	4
烏山	14
計	23

(2) 利用登録にいたった経路

子ども家庭支援センターからの紹介	12
児童相談所からの紹介	6
生活支援課からの紹介	1
保護者からの問い合わせ	1
計	20

※その他、引きこもりや昼夜逆転のため利用につながらない、利用意向はあるものの距離的に難しい等の理由により、本事業を紹介したものの利用に至らず、ほかの支援・サービスを紹介したケースが10件ある。

※事業周知先

子ども家庭支援センター、児童相談所、中学校、児童館、青少年交流センター、スクールソーシャルワーカー、教育相談員、地域子育て支援コーディネーター、主任児童委員、社会福祉協議会、区ホームページ等

(3) 利用している家庭や子どもの状況

経済的困窮に加え、虐待、保護者の疾患、子どもの不登校や障害等、複合的な困難を抱えている子どもや家庭が多い。

① 家庭

- ・75%がひとり親家庭、25%がふたり親家庭である。
- ・生活保護や児童扶養手当を受給している等、8割が所得要件に該当している。
- ・9割が虐待や養育困難により、児童相談所や子ども家庭支援センターが支援しており、それ以外もかつて子ども家庭支援センターが支援していた家庭である。

② 子ども

- ・不登校もしくは不登校傾向の子どもが約半数おり、中には入学後ほとんど登校していない子どももいる。
- ・発達障害もしくはグレーゾーン、軽度知的障害の子どもが約半数おり、特別支援級やすまいるルームに在籍している子どもも多い。

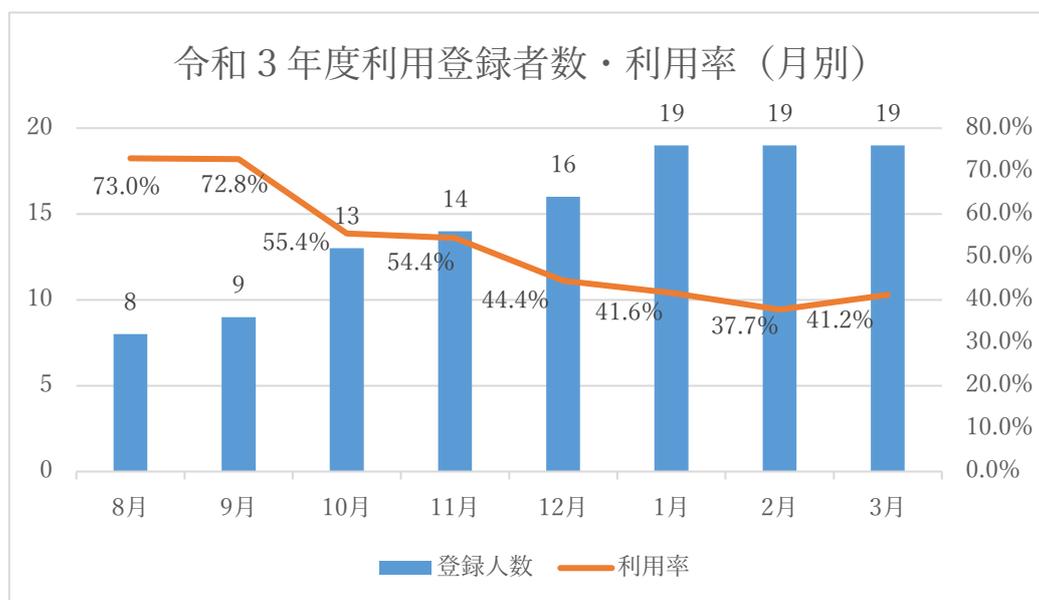
(4) 延べ開所日数・利用者数

162日間・1014人

(5) 利用状況

月別利用率の平均 52.6%

※各月の延べ利用登録者数に対する延べ利用者数の割合の平均



※令和4年1月～3月にかけては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、利用を控える家庭が多かった。

(6) 定期的・継続的な利用に向けた働きかけ

- ・必要に応じて、利用登録前の見学や体験利用
- ・利用検討中の子どもや利用している子どもや保護者に対するニュースレターの発行
- ・利用登録時の子どもと保護者へのオリエンテーションおよび保護者との面談
- ・電話や面談を通じた保護者への利用状況や子どもの様子の定期的なフィードバック
- ・必要に応じて、自宅への送迎
- ・引きこもりや昼夜逆転等で定期的な利用につながりにくい子どもや保護者への電話やメール、訪問での働きかけ

3、支援内容・調整状況

(1) 支援内容

① 居場所提供

スタッフやボランティア等の見守りのもと、自由に利用でき安全で安心して過ごすことができる居場所を提供する。

② 学習支援

子どもの学習習慣の定着、進級、中学卒業後の進学・就職に向け、子ども一人ひとりの状況に合わせ、学習計画にもとづき、個別の学習支援や自主学習のサポートを行う。

③ 生活支援

夕食の提供に加え、調理や片付け・掃除、学校の宿題や提出物の管理等、基本的な生活習慣を身に着けることができるよう支援を行う。また、調理や季節ごとのイベント、ものづくり等の体験活動を子どもたちとともに企画・実施する。

④ 相談支援（保護者を含む）

子どもや保護者の悩みや困りごとの相談に応じるとともに、中学卒業に向けた進路や子育て等の支援・サービスに関する情報提供を行う。必要に応じて、子ども家庭支援センター、児童相談所、その他関係機関等の支援につなぐ。

(2) 事例紹介

※プライバシー保護のため、複数の事例から構成するとともに、内容等も一部変更

事例①
<p>【利用前の子どもや家庭の状況】 保護者が病気を患い、子どもも不登校・引きこもりがちで、親子で孤立しており、子どもは生活が昼夜逆転し、学習の遅れもみられる。</p>
<p>【支援内容】 生活リズムが乱れている子どもの利用を促すために、開館前に電話や訪問して働きかけを実施。 利用当初は、子どもと共通の趣味をもつユーススタッフがマンツーマンで対応することで、安心できる環境を提供。徐々に環境に慣れたところで、ユーススタッフがパイプ役となり、本人が小集団の活動に参加できるように促していった。 また、子どもが好きな洋楽をきっかけに学習支援につなげ、週2回の個別学習を通じて英語の学び直しをサポート。 子どもと保護者の了承のもと、中学校へも利用状況を定期的に報告することで、情報共有を図っている。</p>
<p>【子どもや家庭の変化】 学校で友人がおらず、保護者以外との関わりがなかったが、ユーススタッフとのおしゃべりや、ゲーム等を通じて同世代の子どもと交流するようになった。安心して過ごせる居場所ができたことで、子どもの体調も安定し、学習意欲も高まり、週3～4回のペースで継続的に利用することで、生活リズムも改善しつつある。 子どもが明るくなり、利用時の出来事を楽しそうに話す姿を見て、保護者が子どもに定期的に利用できるような声かけをし、積極的にサポートするようになった。</p>
事例②
<p>【利用前の子どもや家庭の状況】 子どもに特性があるため、特性を理解した上での対応が必要だが、ひとり親家庭で、保護者が仕事と子育てとの両立に苦労している。</p>
<p>【支援内容】 利用開始後より子どもの様子を把握しながら、本人の特性に合わせた支援を開始。中学校と連携し日々の宿題を把握することで、週5回の利用時に、毎回、短時間ではあるが個別に学習支援を実施。 また、本人を交えた子ども同士の遊びや会話に、ユーススタッフも自然と加わって共に活動したり、トラブルが起きた際には運営事業者職員が丁寧に本人の話や気持ちを聴いたりすることで、他者とのコミュニケーションをサポートした。 家庭や学校では怒られる経験が多いため、小さなことでもできたことをほめ、成功体</p>

験を通じて子どもが自己肯定感を高められるようにした。

本事業の利用を通じて、保護者の子育ての負担感を軽減すると同時に、保護者からの就労に関する相談をうけ、子ども家庭支援センターと連携を図りながら、ぷらっとホーム世田谷を紹介した。

【子どもや家庭の変化】

利用開始当初は癩癢をおこすことも多かったが、少しずつ自分の気持ちを言葉で伝えることができるようになった。また、利用時は必ず自ら学習に取り組むようになり、時間を意識して、見通しをもった行動ができるようになっている。

保護者が子どもと余裕をもって接することができるようになると同時に、就労相談につながったことにより、子育てと両立しやすい環境のある仕事に転職を検討し始めている。

事例③

【利用前の子どもや家庭の状況】

一時保護後、施設入所していた子どもが家庭復帰。親子関係に課題があるため、子どもが家庭で安心安全に生活できるよう、見守りが必要。

【支援内容】

家庭での子どもと保護者の衝突を軽減するために、子どもが放課後から夜間を安心して過ごせる居場所を提供。ユーススタッフが身近なロールモデルとなりながら、サポートした。新型コロナウイルス感染拡大の影響で来館が難しい際には、電話連絡を通じて子どもの様子を見守った。

保護者へ電話やメールを通じて子どもの利用時の様子や前向きな変化を伝えると同時に、保護者の子育ての不安を軽減できるように保護者の話を傾聴した。

家庭で親子間の葛藤が高まったと感じられる場面では、児童相談所の職員に情報を迅速に共有し、関係機関との連携のもとサポートした。

【子どもや家庭の変化】

これまで施設でも適応することができなかったが、家庭的な空間で健全な大人と関わる中で、少しずつ自分の将来について模索し始め、中学卒業後の進路について調べ始める等、その実現に向けて行動できるようになってきている。

反抗期もあり、親子での会話がほぼなかったが、利用時の夕食のメニューや出来事を中心に親子の会話が増えてきた。

保護者も子どもとの感情的な衝突が減り、子どもの成長を見ることで、子どもの意思を尊重して接するようになりつつある。また、保護者が子どもとの関係で悩みを抱えた際には、保護者が自発的に運営事業者職員や関係機関に相談をできるようになった。

(3) 利用登録した保護者への対応状況

土日を含める週5日13時～22時までの電話対応やメール、施設内での面談を通じて、相談に応じた。

保護者からの相談回数	76
まいふれいすから保護者への相談対応回数	153
保護者との面談実施回数 (利用登録時の初回面談、進路面談、年度末の修了面談)	39

- ・保護者が子どもの成長を実感し安心することで、保護者とともに子どもを支援できるように、電話等を通じて保護者に利用時の子どもの様子を定期的に連絡した。
- ・子どもとの接し方をはじめ養育に関する相談では、親子間の葛藤が高まった際には、児童相談所や子ども家庭支援センターとの連携により、迅速に対応した。
- ・教育費に関する相談が多く寄せられており、高校生活に係る費用や支払いスケジュール、入学支度金貸付や授業料助成等に関する情報を具体的に提供した。
- ・子どもの意向を尊重した進路選択となるよう、中学3年生の保護者と定期的な進路面談を実施し、親子間の調整や中学校をはじめ関係機関との連携を行った。
- ・保護者の仕事など生活に関する相談には、子ども家庭支援センターやぷらっとホーム世田谷を通じて、必要な支援へのつなぎを行った。
- ・ニュースレターの送付（2回）や生活困窮世帯の子どもを対象とする民間の給付金や食の支援情報、区主催の養育費相談等、保護者が必要とする支援・サービスに関する情報提供（5回）を行った。

(4) 関係機関との連携

対面での意見交換や電話等を通じて、関係機関と顔の見える関係を築き、連携を図ることで、利用の定着やきめ細かな支援につなげた。

- ・児童相談所、子ども家庭支援センター

本事業を必要とする家庭の抽出及び子どもや保護者への働きかけ、見学・初回面談時の同行の調整、利用開始前後の子どもや保護者の状況に関する情報共有、支援方針の検討・共有、連絡会（2回）の実施、中学校をはじめとする関連機関との連携の調整、要保護児童支援協議会個別ケース検討会議への参加

- ・教育委員会

中学校、教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等学校関係者への事業周知、事業実施状況の共有、不登校の子どもが本事業を利用した際の扱いに関する調整

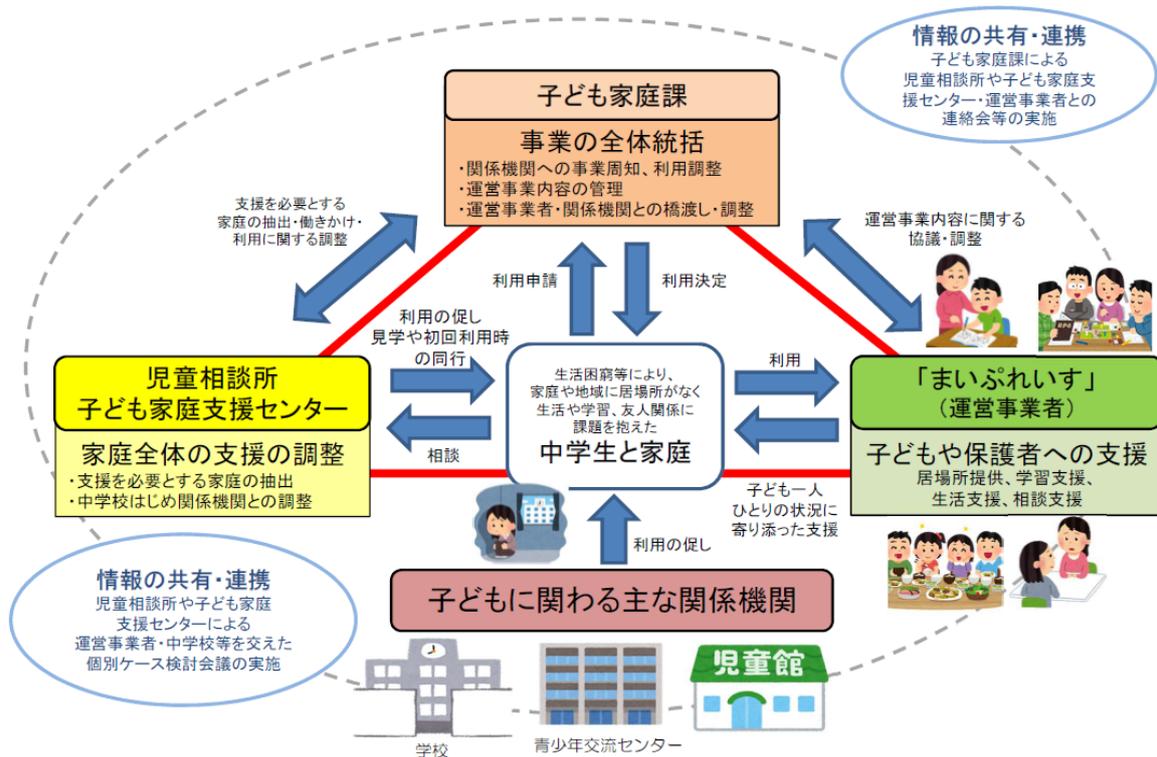
- ・中学校

事業実施状況の共有、利用開始後及び学校での子どもの状況に関する情報共有、本事業での学習支援内容の検討・共有、宿題や提出物提出等に関する日々のサポート、中学卒業後の進路選択に関する相談、不登校の子どもが利用した際の月次報告

- ・児童館、青少年交流センター

事業開始前の運営事業者職員の実地研修、事業周知、事業実施状況の共有、本事業の休館時や中学卒業後の支援のつなぎ先として子どもと職員による児童館や青少年交流センターの見学、利用している子どもの地域での見守り

- ・その他の学習支援事業（かるがもスタディルーム、せたぜみ）
事業周知、利用開始前後の子どもや保護者の状況に関する情報共有



(5) 地域との連携

- ・12名の地域ボランティアが夕食の調理を中心に事業へ協力しているため、食事を通じて子どもと地域ボランティアとのコミュニケーションが生まれ、多世代交流の場となっている。
- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響により地域の行事等への参加はできなかったが、主任児童委員が利用する子どもの様子を見にくる等、支援を必要とする子どもを地域と連携して見守っている。

4、子どもや保護者へのアンケート

(1) アンケート概要

① 対象

本事業を半年以上利用している子ども13人及びその保護者13人

(令和3年1月以前に利用登録し令和4年6月時点も利用中もしくは令和4年3月に中学卒業に伴い利用終了となった家庭)

② 主な項目

本事業への評価、本事業を通じた子ども自身及び家庭の変化

③ 回答形式

選択式、一部記述式

④ 有効回答数・率

子ども12人(92%)、保護者11人(85%)

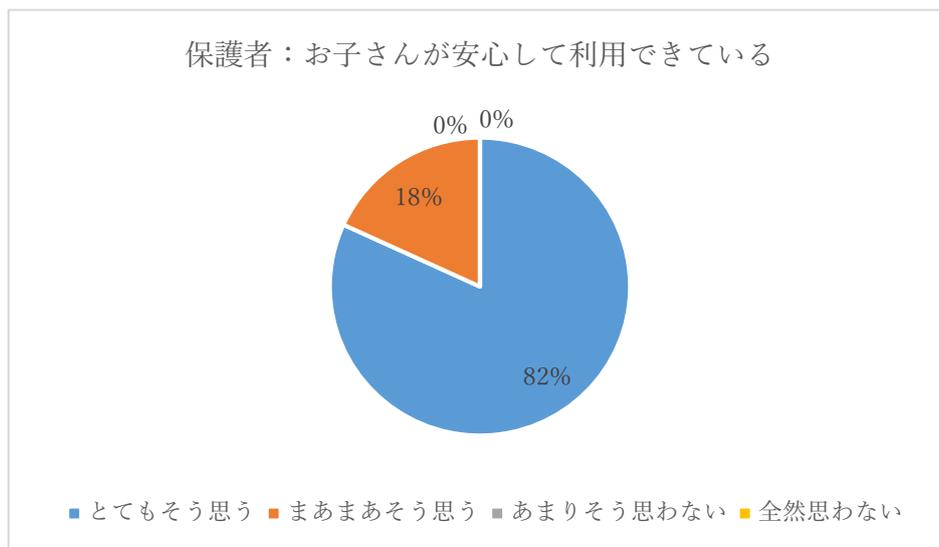
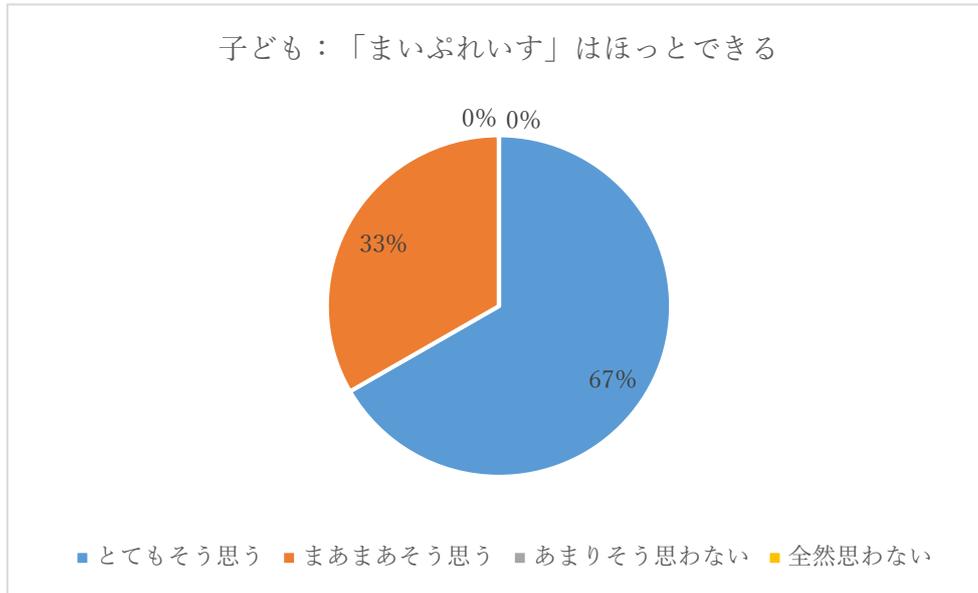
⑤ 実施期間

令和4年6月13～30日

(2) アンケート結果

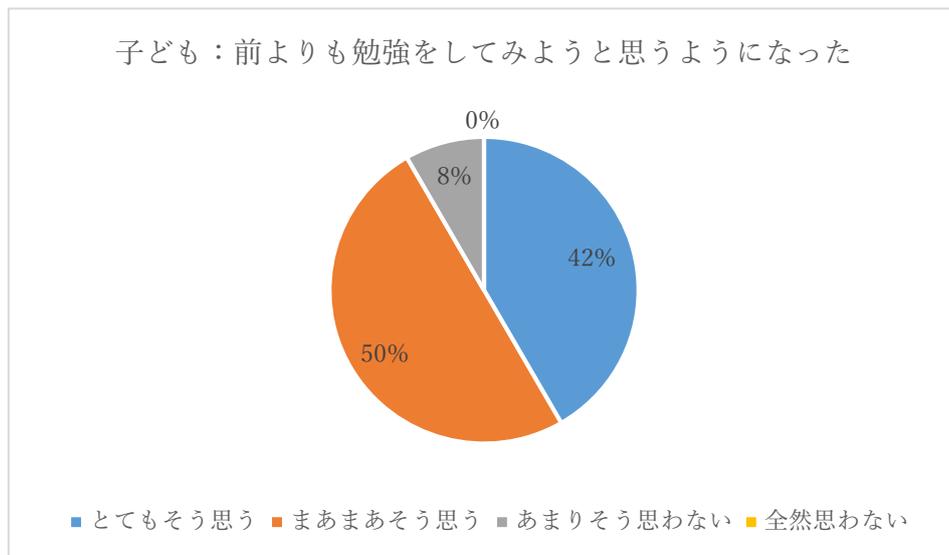
① 子どもが安心して過ごせる居場所の確保

- すべての子どもが「ほっとできる」、9割が「スタッフが話を聴いてくれる」と回答すると同時に、すべての保護者が「子どもが安心して利用できている」と回答した。

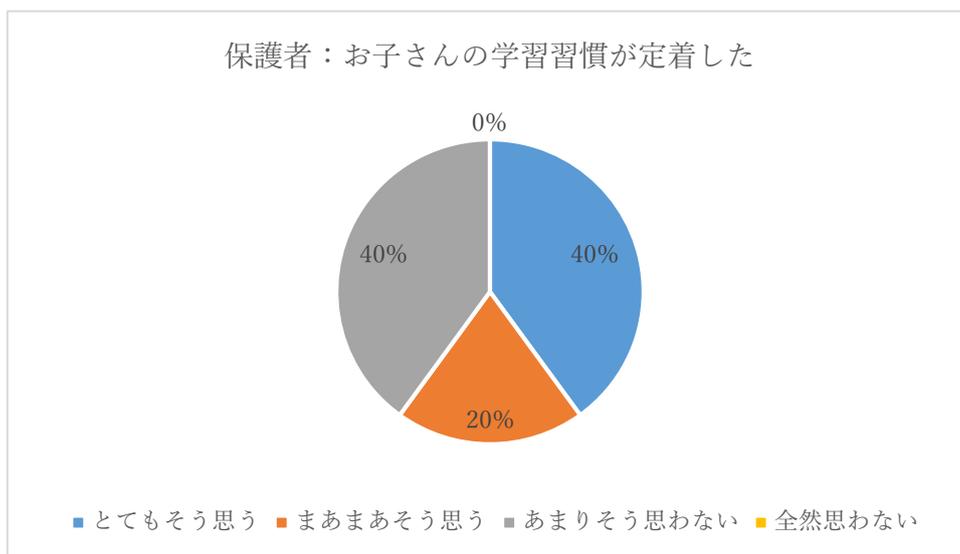


② 子どもの学習習慣の定着

- 子どもの9割が「学校の授業以外に勉強をする回数や時間が増えた」「前よりも勉強してみようと思うようになった」「前よりも勉強がわかるようになった」と回答した。

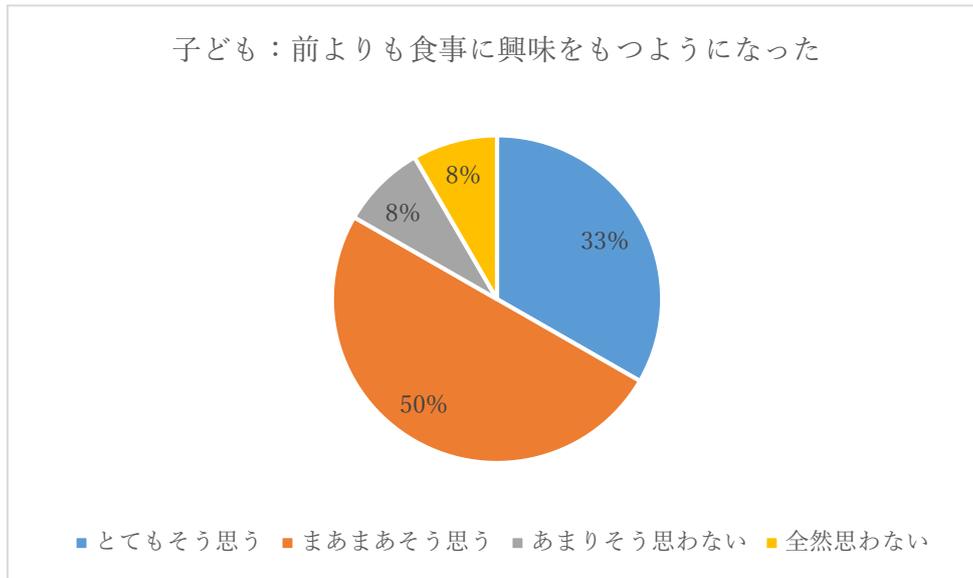


- 保護者の6割が「子どもの学習習慣が定着した」と回答した。

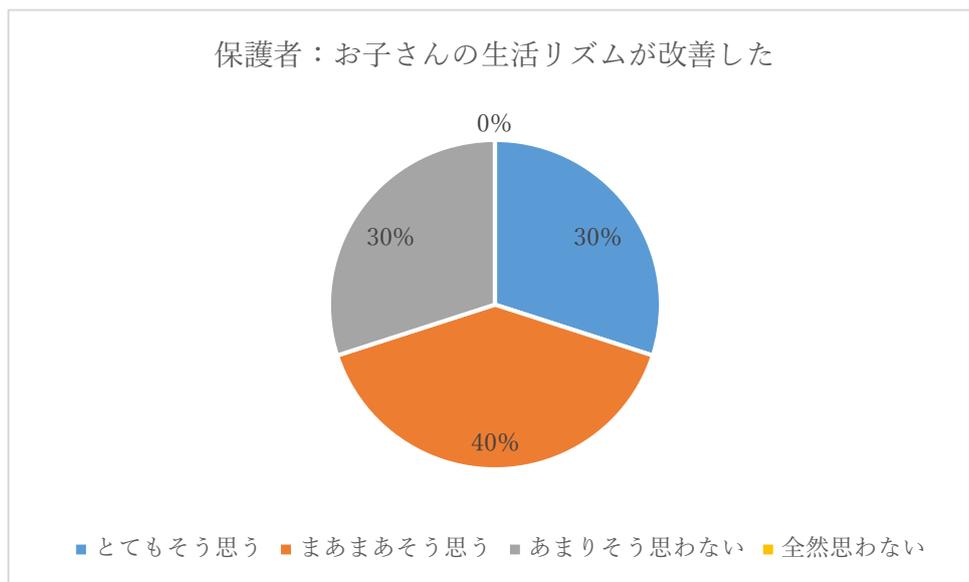


③ 子どもの生活習慣の定着

- ・子どもの8割が「前よりも規則正しく夕食を食べるようになった」、「前よりも食事に興味を持つようになった」と回答した。

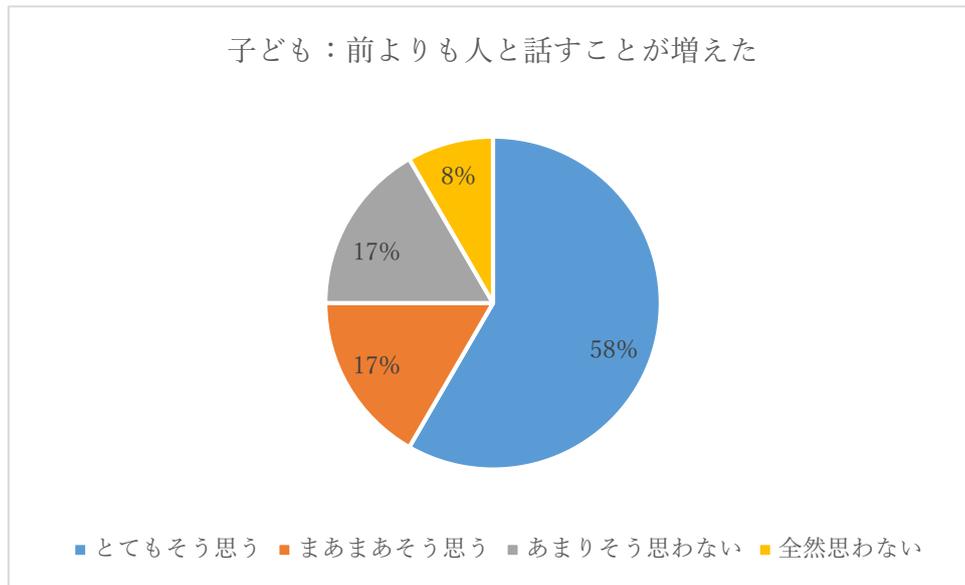


- ・子どもの7割が、保護者の7割が「生活リズムが改善した」と回答した。

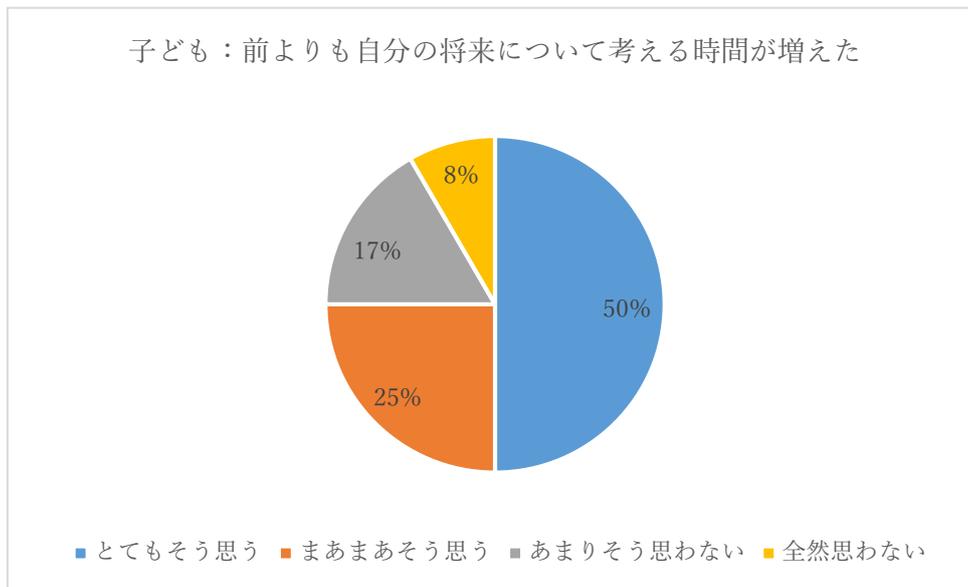


④ 子どもの自ら生きる力の育み

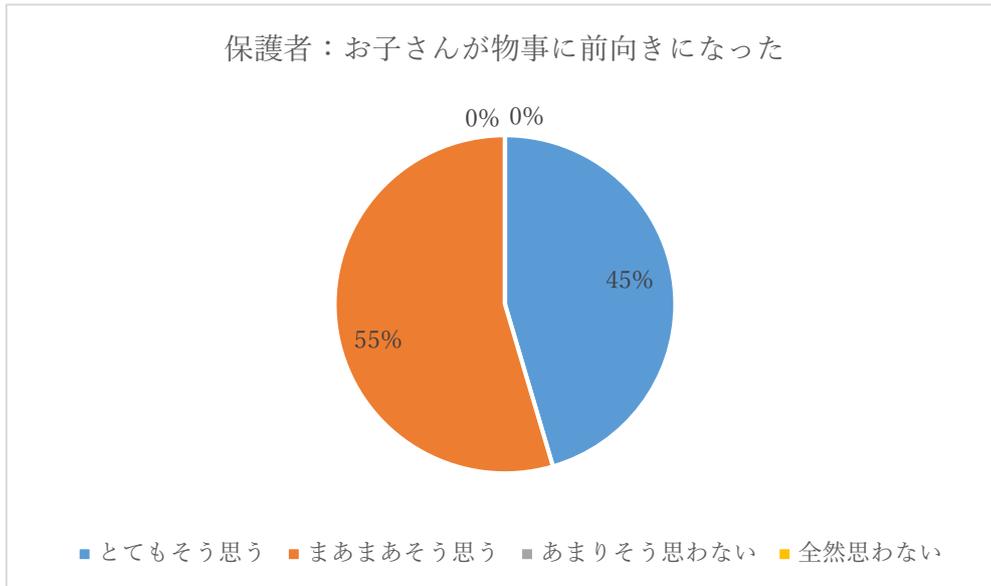
- ・子どもの8割が「前よりも人と話すことが増えた」、6割が「前よりも自分の考えをほかの人に伝えられるようになった」、「前よりも困っていることや悩みごとを相談できるようになった」と回答した。



- ・子どもの8割が「前よりも自分の将来について考える時間が増えた」、「前よりも自分に自信を持てるようになった」と回答した。

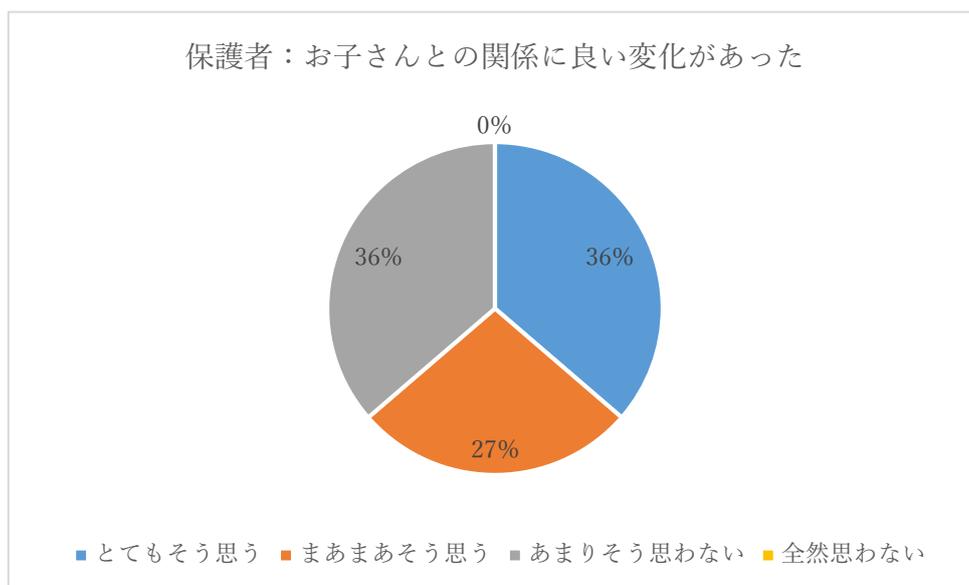


- すべての保護者が「子どもが物事に前向きになった」、9割が「子ども自身に良い変化があった」と回答した。

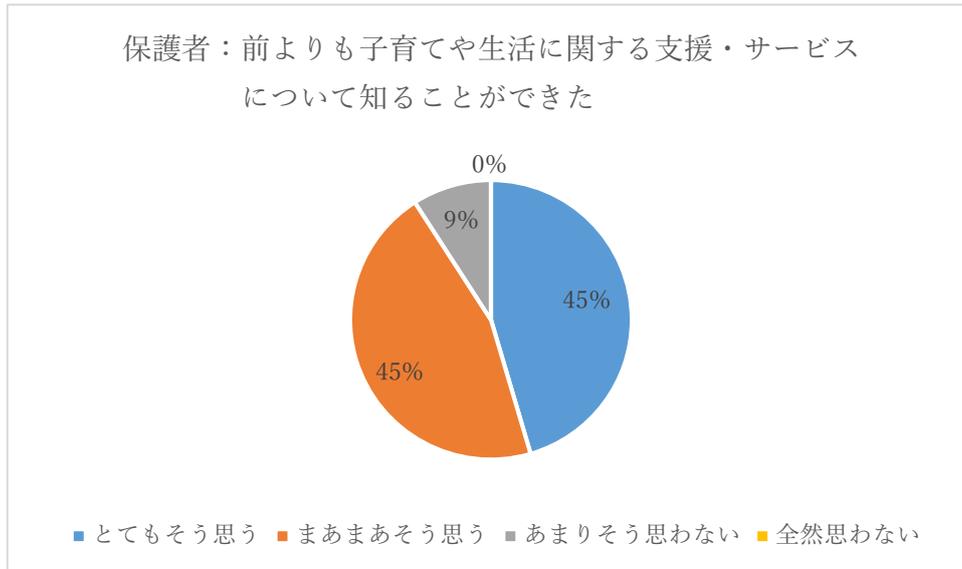


⑤ 家庭の生活の安定

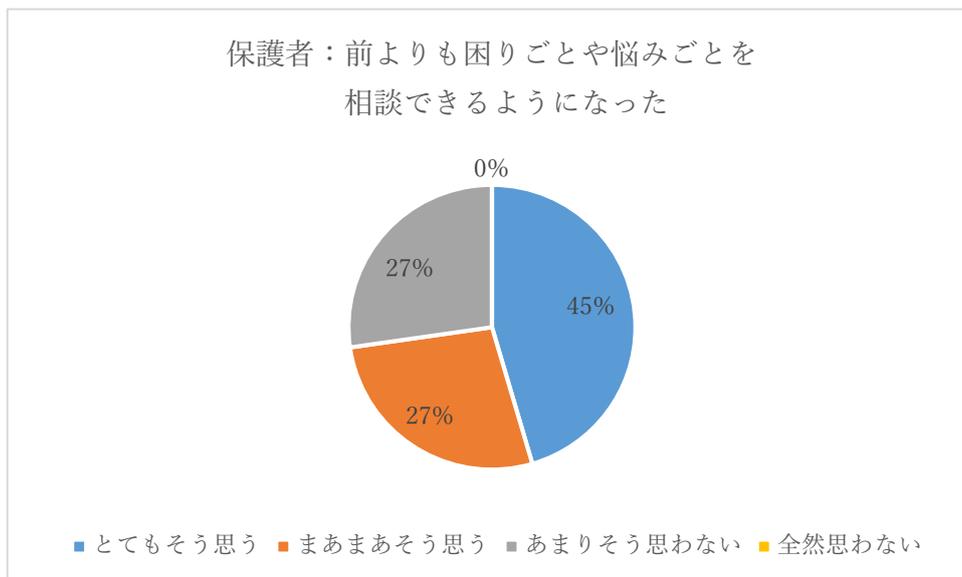
- 保護者の6割が「子どもとの関係に良い変化があった」と回答し、自由記述では親子の会話が増えた、親子の感情的なやりとりが減ったといった声があがった。



- ・保護者の9割が「前よりも子育てや生活に関する支援・サービスについて知ることができた」と回答した。



- ・保護者は7割が「前よりも子育てや生活に関する困りごとや悩みごとを相談できるようになった」と回答した。



5、子どもの声

- ・勉強できるようになった。趣味が増えた。人前で話せるようになった。
- ・まいふれいすでは素でいられる。ユーススタッフはお姉さんたちだから、話しやすい。自分の好きなところが見つかった。
- ・色々な国の食べ物があるし、リクエストしたものもでるから、結構色々なものが食べられるようになった。なんか挑戦してみるようになった。
- ・勉強もできるし、ゲームもできるし、友達もできて、ほかの友達とも関われるようになった。
- ・自分のやりたい勉強を自分で組み込んで、相談してどのようにやるかを考え、遊び面でも他学年と触れ合うことにより、接し方というものを理解した。